

# 佐渡出身学生応援ギフト事業業務委託プロポーザル公募要項

## 1 委託業務の概要

### (1) 公募の目的

本業務は、エネルギー・食料品価格等の物価高騰に直面する佐渡市出身の学生等に米をはじめとした佐渡産品などの物資を送付することで、学生等の生活の支援とその学生等を支える保護者等の経済的負担を軽減させるとともに、佐渡産品の送付を通じて、学生等の郷土に対する愛着や誇りを育み、将来的にUターン・関係人口の拡大や地場産業の振興につなげることを目的とする。

### (2) 業務内容

「佐渡出身学生応援ギフト事業業務委託 仕様書」のとおり

### (3) 履行期間

契約締結日から令和8年12月25日まで

### (4) 契約限度額

5,000,000円（消費税及び地方消費税を含む。）

ただし、契約は単価契約とし、1件当たり7,100円（消費税及び地方消費税を含む。）を限度とする。

## 2 プロポーザル参加資格

本プロポーザルに参加しようとする者は、次の全ての要件に該当するものとする。

(1) 佐渡市内に事業所（支店、営業所を含む。）を有すること。

(2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(3) 会社更正法（平成14年法律第154号）第17条第1項又は第2項の規定による更生手続開始の申立てがなされている者でないこと（同法附則第2条の規定により、なお従前の例によることとされる更生事件に係るものを含む。）。ただし、同法第199条第1項若しくは第2項又は第200条第1項の規定による更生計画認可の決定（同法附則第2条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件に係るものを含む。）を受けた者を除く。

(4) 民事再生法（平成11年法律第225号）第21条第1項又は第2項の規定による再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、再生計画認可の決定を受けた者を除く。

(5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）でないこと又は法人にあってはその役員が暴力団員でないこと。

(6) 公告の日以降に、「佐渡市建設工事請負業者指名停止措置要領（平成16年3月1日）」に基づく指名停止を受けている日が含まれている者でないこと。

(7) 市税及び国税の滞納がない者であること。

### 3 質問及び回答

本公募に関する質問は、次のとおり受け付ける。

(1) 受付期間

令和8年4月20日（月）から令和8年4月27日（月）正午まで

(2) 提出方法

質問は、件名に「佐渡出身学生応援ギフト事業業務委託に係る質問(事業者名)」を明記の上、質問書（様式第6号）により、電子メールで提出すること。

(3) 提出先

佐渡市地域振興部地域産業振興係 sangyo@city.sado.niigata.jp (TEL : 0259-67-7863)

(4) 回答方法

提出された質問に対する回答は、質問者に対して令和8年4月28日（火）までに電子メールで回答する。

### 4 プロポーザルの参加意向申出手続き

このプロポーザルに参加する者は、次のとおりプロポーザル参加意向申出書及び誓約書を提出すること。

(1) 提出期限

令和8年4月30日（木）午後5時必着

(2) 提出書類 各1部

① プロポーザル参加意向申出書（様式第1号）

② 誓約書（様式第2号）

(3) 提出方法

データで提出すること。

(4) 提出先

佐渡市地域振興部地域産業振興係 sangyo@city.sado.niigata.jp (TEL : 0259-67-7863)

※メール送信後は、必ず送信した旨電話にてご連絡ください。

※添付ファイルの合計容量が5MB以上の場合、その旨事前にご連絡ください。

(5) 参加資格確認通知

※提出された参加意向申出書により「2 プロポーザル参加資格」を満たしているか確認し、その結果を令和8年5月1日（金）までにメールにて通知する。

(6) 辞退

※参加意向申出書提出後に辞退する場合は、辞退届（様式第9号）により届け出ること。  
なお、辞退届はメールにより提出すること。

### 5 企画提案書の提出等

(1) 提出期限

令和8年5月18日（月）午後5時必着

(2) 提出書類 各1部

- ① 企画提案書等提出書（様式第3号）
- ② 企画提案者に関する調書（様式第4号）
- ③ 業務実施体制調書（様式第5号）
- ④ 見積書（任意様式）

※1件あたりの単価（消費税及び地方消費税含む。）で作成すること。

- ⑤ 企画提案書（任意様式）

※仕様書で定めるセット内容と実施スケジュールは必ず盛り込むこと。

(3) 提出方法

データで提出すること。

(4) 提出先

佐渡市地域振興部地域産業振興係 sangyo@city.sado.niigata.jp（TEL：0259-67-7863）  
件名に「佐渡出身学生応援ギフト事業業務委託プロポーザル 企画提案書（事業所名）」  
と明記してください。

※メール送信後は、必ず送信した旨電話にてご連絡ください。

※また添付ファイルの合計容量が5MB以上となる場合は、その旨お申し出ください。

## 6 提出書類の取扱い等

- (1) 企画提案に要する一切の費用は、事業者の負担とする。
- (2) 提出された企画提案書について書き換え、引き換え又は撤回することはできない。
- (3) 提出された企画提案書は、返却しない。
- (4) 企画提案書は、審査以外には無断で使用しない。ただし、佐渡市情報公開条例その他関係法令に基づき、開示する場合がある。

## 7 審査方法（選定手順）

(1) 審査方法について

- ① 本業務における企画提案に係る審査は、「佐渡出身学生応援ギフト事業業務委託プロポーザル審査委員会」（以下、「審査委員会」という。）が行う。
- ② 企画提案内容等について総合的に審査を行い、審査の採点の合計により各提案者の順位を決め、最高得点のものを最優秀提案者とする。
- ③ 最高得点のものが複数の場合、審査委員会が総合的に判断し最優秀提案者を選定する。

(2) プレゼンテーションについて

- ① 日 時：令和8年5月21日（木） 13時30分から15時00分（予定）
- ② 場 所：佐渡市役所第1庁舎2階 大会議室（佐渡市千種232番地）
- ③ 出席者：参加者側の出席者は2名までとする。
- ④ 実施順：順番及び時間は、参加意向申出書等を受理後に電子メールにて連絡する。

- ⑤ 説明時間：各参加者 15 分以内とする。  
 (説明終了後に 10 分程度の質疑を行います。)
- ⑥ 資料等：審査委員会では、提出された企画提案書の内容以外の資料の配布や投影は禁止する。

(3) 審査項目について

審査項目	審査事項	配点
業務の理解度	・ 業務の目的や趣旨を十分に理解しているか	10
企画性	・ 余裕をもって消費できる分量、形態に配慮した内容になっているか ・ 学生にとって魅力的であり、バラエティーに富んだ商品構成になっているか ・ 独自性や創意工夫があるか	30
調達能力	・ 多様な生産者や加工者等より商品を選定し、選定商品や事業者には偏りが無いのか。 ・ 調達困難時の対応策	20
梱包・発送	・ 包装は適切か（包装の硬固性、デザイン） ・ 全国個送に適切な配送体制をとっているか。	10
業務遂行能力	・ 業務を円滑かつ確実に実施できる運営体制がとられているか。 ・ 過去に本業務と類似の業務実績があり、受託者として十分であるか。	20
費用の妥当性	・ 提案内容に対して妥当な価格設定となっているか。	10

8 実施スケジュール

項目	日程
プロポーザル参加者募集開始	令和8年4月20日(月)
質問書の受付期間	令和8年4月27日(月)まで
質問書に対する回答	令和8年4月28日(火)
参加申出書の提出期限	令和8年4月30日(木)まで
企画提案書の提出期限	令和8年5月18日(月)まで
審査(プレゼンテーション)	令和8年5月21日(木)
審査選定結果通知	令和8年5月22日(金)

9 結果の通知及び公表

- (1) 審査結果は、各提案者に書面により通知する。

- (2) 全提案者の審査結果の評価点数を佐渡市のホームページで公表する。  
ただし、選定されなかった者の会社名については公表しない。
- (3) 本プロポーザルの審査結果に関する異議申し立て、質問等には応じない。

## 10 失格又は無効

本プロポーザル参加者が、次のいずれかの事項に該当した場合は失格又は無効とする。

- ① 「2 プロポーザル参加資格」に定める要件を満たさない（満たさなくなった）者による提案をした場合
- ② 企画提案書その他提出書類に虚偽の内容を記載した場合
- ③ 審査の公平性に影響を与える行為があったと認められる場合
- ④ 「1の(4)」の契約限度額を上回っている場合

## 11 契約手続等

- (1) 本プロポーザルは、本業務に適した提案者を選定するものであり、委託契約締結前に佐渡市と契約関係は生じない。

- (2) 業務内容に関する協議

本業務の内容は、佐渡市が示した仕様書及び委託候補者が提出した企画提案をもとに確定するが、業務目的達成のために必要と認められる場合は、佐渡市と委託候補者の協議により、企画提案の内容を変更したうえで業務内容を確定することがある。

委託候補者との協議が整わなかった場合や委託候補者が委託契約を辞退した場合は、審査結果において次点であった者と協議を行う。

## 12 その他留意事項

- (1) 本プロポーザルの参加に要する費用は、全て参加者の負担とする。
- (2) 提案者が1者しかいない場合においても、プレゼンテーションにより選定を行う。
- (3) 感染症等の状況に応じて、本要項に定めるプロポーザルの実施方法を変更する場合がある。
- (4) 提出された書類等は、審査及び説明会のために、その写しを作成し、使用することができる。